



熊本県公報

第13442号
令和7年(2025年)
6月17日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

| | |
|---|-----------------|
| 告 示 | |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課) 1 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (〃) 2 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (〃) 3 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (〃) 3 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 | (〃) 4 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (〃) 5 |
| ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (〃) 5 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止 | (障がい者支援課) 6 |
| ○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の廃止 | (〃) 6 |
| ○指定居宅サービス事業者の廃止 | (高齢者支援課) 7 |
| ○指定介護予防サービス事業者の廃止 | (〃) 10 |
| ○住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末等の借入れに係る一般競争入札参加資格等 | (市町村課) 11 |
| ○喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の登録更新 | (高齢者支援課) 12 |
| ○喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録 | (〃) 12 |
| ○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録 | (〃) 12 |
| ○道路の区域変更 | (道路保全課) 13 |
| ○道路の区域変更 | (〃) 13 |
| 公 告 | |
| ○農用地利用集積等促進計画の認可 | (担い手支援課) 13 |
| ○熊本県総合財務会計システム用サーバ機器等賃貸借の延長(再リース)に係る随意契約による相手方の決定 | (会計課) 15 |
| ○農用地利用集積等促進計画の認可 | (担い手支援課) 15 |
| ○住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末等の借入れに係る一般競争入札の実施 | (市町村課) 16 |
| ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 | (建築課) 19 |
| ○公共測量の終了 | (監理課) 19 |
| ○公共測量の実施 | (〃) 19 |
| ○公共測量の実施 | (〃) 20 |
| ○令和6年度(2024年度)下期の熊本県病院事業の業務の状況 | (障がい者支援課) 20 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○令和7年度(2025年度)第1回熊本県男女共同参画審議会開催 | (男女共同参画審議会) 23 |
| ○熊本県企業局保安管理支援システム導入等業務委託に係る一般競争入札の実施 | (企業局総務経営課) 23 |
| ○熊本県企業局保安管理支援システム導入等業務委託に係る一般競争入札の参加資格等 | (〃) 27 |
| ○令和7年度(2025年度)第1回熊本県行政文書等管理委員会開催 | (行政文書等管理委員会) 27 |

告 示

熊本県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木 村 敬

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|---------|---------|---------------------|
| 大道1 | 阿蘇市波野波野 | 別図1のとおり | 土石流 |
| 大道2 | 阿蘇市波野波野 | 別図2のとおり | 土石流 |
| 下横堀 | 阿蘇市波野波野 | 別図3のとおり | 土石流 |
| 遊雀南久保 | 阿蘇市波野波野 | 別図4のとおり | 土石流 |

(別図1から別図4までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|----------|----------|---------------------|-------------------------------|
| 長畑 | 阿蘇市波野新波野 | 別図1のとおり | 土石流 | 別図1のとおり |
| 上横堀 | 阿蘇市波野波野 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 滝水 | 阿蘇市波野滝水 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 中江A | 阿蘇市波野中江 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 中江B | 阿蘇市波野中江 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 中江C | 阿蘇市波野中江 | 別図6のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 米ノ山 | 阿蘇市波野新波野 | 別図7のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 釜割 | 阿蘇市波野新波野 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 中道 | 阿蘇市波野波野 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 佐渡ヶ迫 | 阿蘇市波野波野 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 下遊雀 | 阿蘇市波野波野 | 別図11のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 山崎 | 阿蘇市波野中江 | 別図12のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |

(別図1から別図12までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第488号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|---------|---------------------|
| 畑鶴B | 西原村小森 | 別図1のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 小高山 | 西原村小森 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 風当B | 西原村小森 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 桶井川 | 西原村宮山 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮山A | 西原村宮山 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図5までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第489号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------|---------|---------------------|-------------------------------|
| 布田川3 | 西原村布田 | 別図1のとおり | 土石流 | 別図1のとおり |
| 桃木原B | 西原村鳥子 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 畑鶴C | 西原村小森 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 仲鶴 | 西原村小森 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 大切畑B | 西原村小森 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 外村A | 西原村小森 | 別図6のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 上高下 | 西原村宮山 | 別図7のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |

| | | | | |
|------|-------|----------|---------|----------|
| 小牧鶴A | 西原村宮山 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 秋田原A | 西原村河原 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 秋田原B | 西原村河原 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 塔ノ原 | 西原村河原 | 別図11のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 瓜生迫B | 西原村河原 | 別図12のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 瓜生迫C | 西原村河原 | 別図13のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 瓜生迫D | 西原村河原 | 別図14のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 日向B | 西原村宮山 | 別図15のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 榎鶴A | 西原村宮山 | 別図16のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 榎鶴B | 西原村宮山 | 別図17のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 滝B | 西原村河原 | 別図18のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 医王寺A | 西原村河原 | 別図19のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 医王寺B | 西原村河原 | 別図20のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 医王寺C | 西原村河原 | 別図21のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 広瀬 | 西原村宮山 | 別図22のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 宮山B | 西原村宮山 | 別図23のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 小牧山下 | 西原村宮山 | 別図24のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 瓜生迫E | 西原村河原 | 別図25のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 小野B | 西原村河原 | 別図26のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |

(別図1から別図26までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第490号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村 敬

| | | | |
|-------|--------|-------|---------------------|
| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|--------|-------|---------------------|

| | | | |
|-----|-------|--------|---------|
| 古閑3 | 西原村鳥子 | 別図のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
|-----|-------|--------|---------|

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第491号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------|----------|---------------------|-------------------------------|
| 桑鶴1 | 西原村小森 | 別図1のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 桑鶴2 | 西原村小森 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 下小森1 | 西原村小森 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 前鶴1 | 西原村布田 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 上布田2 | 西原村布田 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 下布田 | 西原村布田 | 別図6のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 下小森2 | 西原村小森 | 別図7のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 下小森3 | 西原村小森 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 下小森4 | 西原村小森 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 万徳 | 西原村鳥子 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |

(別図1から別図10までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第492号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村 敬

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 区域の表示 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------|--------|---------|---------------------|-------------------------------|
| 年/神1 | 高森町津留 | 別図1のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |

| | | | | |
|------|--------|----------|---------|----------|
| 境/谷 | 高森町津留 | 別図2のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 上桑迫 | 高森町草部 | 別図3のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 葛神 | 高森町下切 | 別図4のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 下桑迫1 | 高森町草部 | 別図5のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 下桑迫2 | 高森町草部 | 別図6のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 社倉 | 高森町草部 | 別図7のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 桑迫 | 高森町永野原 | 別図8のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |
| 立山 | 高森町芹口 | 別図9のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり |
| 後谷 | 高森町芹口 | 別図10のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 北下尾野 | 高森町菅山 | 別図11のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 年/神2 | 高森町津留 | 別図12のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 年/神3 | 高森町津留 | 別図13のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 小崎 | 高森町草部 | 別図14のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 下桑迫3 | 高森町草部 | 別図15のとおり | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |

(別図1から別図15までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部阿蘇地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第493号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|-----------------------------------|---|---------|------------------|
| デイサービスセンター招福の里 八代市古閑下町1798番地 | 有限会社ラポール新世園 八代市古閑下町2225 片山 大嗣 | 指定生活介護 | 令和7年（2025年）3月31日 |
| デイサービスセンター愛愛やっちろ 八代市上野町3702番地1 | 有限会社トモロー企画 福岡県宗像市陵巖寺2丁目29番地1号 片山 大嗣 | 指定生活介護 | 令和7年（2025年）6月30日 |

熊本県告示第494号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、

同法第51条の規定により公示する。
 令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|--------------------------|--|--------------|----------------------|
| 栞 合志市幾久富1656番地 100 | NPO法人栞 合志市幾久富1656番地 100 藏座 正徳 | 就労継続支援A 型 | 令和7年(2025年)5 月31日 |

熊本県告示第495号

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。
 令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止届受理年月日 | サービスの種類 |
|--------------|-----------------|------------------|-------------------|----------|
| 有限会社エンゼル | ヘルパーステーションキラリ | 菊池郡菊陽町津久礼2960番地2 | 令和6年(2024年)10月31日 | 訪問介護 |
| 有限会社エンゼル | 訪問看護ステーションエンゼル | 菊池郡菊陽町津久礼2960番地2 | 令和6年(2024年)10月31日 | 訪問看護 |
| 特定非営利活動法人正心会 | 訪問介護ステーション ほほえみ | 宇城市不知火町松合752番地 | 令和6年(2024年)12月10日 | 訪問介護 |
| 株式会社ミタカ | 株式会社ミタカ熊本南営業所 | 八代市宮地町1577番地1 | 令和6年(2024年)11月29日 | 福祉用具貸与 |
| 株式会社ミタカ | 株式会社ミタカ熊本南営業所 | 八代市宮地町1577番地1 | 令和6年(2024年)11月29日 | 特定福祉用具販売 |
| 株式会社高階誠心堂 | 株式会社高階誠心堂薬局たらぎ店 | 球磨郡多良木町多良木266 | 令和7年(2025年)1月9日 | 居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂薬局いずみだ店 | 人吉市南泉田町70-9 | 令和7年(2025年)1月9日 | 居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂薬局かわらや店 | 人吉市瓦屋町1463 | 令和7年(2025年)1月9日 | 居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂 錦調剤薬局 | 球磨郡錦町一武2111 | 令和7年(2025年)1月9日 | 居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂薬局西間店 | 人吉市西間上町2387-8 | 令和7年(2025年)1月9日 | 居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂薬局 | 人吉市上青井町180番地3 | 令和7年(2025年)1月9日 | 居宅療養管理指導 |
| 社会福祉法人熊本厚生会 | 訪問介護ステーション青海苑 | 宇城市三角町波多261番地 | 令和7年(2025年)1月1日 | 訪問介護 |

| | | | | |
|------------------|-------------------|-------------------------------|------------------|----------|
| | | | 7日 | |
| 社会福祉法人熊本厚生会 | 訪問看護ステーション青海苑 | 宇城市三角町波多261番地 | 令和7年(2025年)1月17日 | 訪問看護 |
| 株式会社大成アフクション | デイサービスセンター陽だまりの里 | 八代市高下西町字西寺川2280番地 | 令和7年(2025年)1月15日 | 通所介護 |
| パナソニックエイジフリー株式会社 | 福祉用具のエンゼル | 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15 | 令和7年(2025年)1月17日 | 福祉用具貸与 |
| パナソニックエイジフリー株式会社 | 福祉用具のエンゼル | 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15 | 令和7年(2025年)1月17日 | 特定福祉用具販売 |
| 有限会社アップル薬局 | アップル調剤薬局大津店 | 菊池郡大津町室539-11 | 令和7年(2025年)1月20日 | 居宅療養管理指導 |
| 有限会社コレクト | ふれあいホームヘルパーステーション | 八代市敷川内町2239番地3 | 令和7年(2025年)1月31日 | 訪問介護 |
| 社会福祉法人天龍会 | すずらんの里訪問看護ステーション | 八代市豊原下町字堀切4115番地 | 令和7年(2025年)2月7日 | 訪問看護 |
| 医療法人善哉会 | やまだ訪問介護事業所 | 水俣市旭町2丁目2番5号 | 令和7年(2025年)2月10日 | 訪問介護 |
| 有限会社アップル薬局 | ひかり調剤薬局 | 玉名市亀甲115-8 | 令和7年(2025年)1月24日 | 居宅療養管理指導 |
| 社会福祉法人敬愛会 | みなみ園デイセンター | 八代市日奈久下西町554-6 | 令和7年(2025年)2月20日 | 通所介護 |
| 株式会社ファーマダイワ | はままち薬局 | 上益城郡山都町浜町202番地3 | 令和7年(2025年)2月25日 | 居宅療養管理指導 |
| 株式会社MSフューチャー | いつもリハ | 合志市須屋715-76 | 令和7年(2025年)2月27日 | 通所介護 |
| 社会福祉法人黎明福祉会 | 豊洋園訪問入浴センター | 宇城市三角町里浦2855番5 | 令和7年(2025年)2月25日 | 訪問入浴介護 |
| 有限会社昭和タクシー | 昭和ケアサービス | 八代市塩屋町2番26号 | 令和7年(2025年)2月25日 | 訪問介護 |
| 社会福祉法人天草市社会福祉協議会 | 天草市社協ヘルパーセンター新和 | 天草市新和町小宮地669番地1(天草市役所新和支所庁舎内) | 令和7年(2025年)2月28日 | 訪問介護 |
| 社会福祉法人権現福祉会 | はなみずき | 八代市高下西町2223番地1 | 令和7年(2025年)2月26日 | 通所介護 |
| 社会福祉法人権 | 2ndはなみず | 八代市大村町5 | 令和7年(2025年)2月26日 | 通所介護 |

| | | | | |
|------------------|-------------------|------------------------|------------------|-------------|
| 現福社会 | き | 70番地1 | 25年)2月26日 | |
| 社会福祉法人人吉市社会福祉事業団 | 人吉市社会福祉事業団 | 人吉市蟹作町字西中通211番地1 | 令和7年(2025年)2月28日 | 訪問介護 |
| 株式会社颯真 | デイサービスセンターくましき | 上益城郡益城町惣領1526番地2 | 令和7年(2025年)2月27日 | 通所介護 |
| 株式会社颯真 | ヘルパーステーションくましき | 上益城郡益城町福富652番地サンリッチTD棟 | 令和7年(2025年)2月27日 | 訪問介護 |
| 医療法人弘仁会 | 医療法人弘仁会 苓北クリニック | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)3月10日 | 訪問看護 |
| 医療法人弘仁会 | 医療法人弘仁会 苓北クリニック | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)3月10日 | 訪問リハビリテーション |
| 医療法人弘仁会 | 医療法人弘仁会 苓北クリニック | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)3月10日 | 居宅療養管理指導 |
| 医療法人弘仁会 | 医療法人弘仁会 苓北クリニック | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)3月10日 | 通所リハビリテーション |
| 合同会社碧 | デイサービスちやれんじ | 宇城市小川町川尻字新開531番3 | 令和7年(2025年)3月12日 | 通所介護 |
| 合同会社碧 | ヘルパーステーションピース | 宇城市小川町川尻字新開531番3 | 令和7年(2025年)3月12日 | 訪問介護 |
| 医療法人光永医院 | 光永医院 | 人吉市瓦屋町1860番地7 | 令和7年(2025年)3月10日 | 訪問リハビリテーション |
| 医療法人弘仁会 | 介護老人保健施設 臥龍園 | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)2月17日 | 通所リハビリテーション |
| 医療法人弘仁会 | 介護老人保健施設 臥龍園 | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)2月17日 | 短期入所療養介護 |
| 医療法人回生会 | 堤病院附属九日町診療所 | 人吉市九日町100 | 令和7年(2025年)3月27日 | 訪問看護 |
| 有限会社ラポール新世園 | デイサービスセンター招福の里 | 八代市古閑下町1798番地 | 令和7年(2025年)4月7日 | 通所介護 |
| 医療法人芦北整形外科医院 | 芦北整形外科通所リハビリテーション | 葦北郡芦北町芦北2610-8 | 令和7年(2025年)4月4日 | 通所リハビリテーション |
| 社会福祉法人代医会 | 早尾園訪問介護事業所 | 八代郡氷川町早尾132番地 | 令和7年(2025年)4月10日 | 訪問介護 |
| 医療法人社団孔 | 医療法人社団孔 | 天草市久玉町5 | 令和7年(2025年)4月10日 | 短期入所療養 |

| | | | | |
|--------------|-----------------|-----------------|------------------|------|
| 和会 | 和会 松本内科・眼科 | 716-6 | 25年)4月14日 | 介護 |
| 合同会社ライフケアプラス | ヘルパーステーション アンジユ | 玉名市岱明町野口2456番地1 | 令和7年(2025年)4月17日 | 訪問介護 |

熊本県告示第496号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木 村 敬

| 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止届受理年月日 | サービスの種類 |
|------------------|------------------|------------------|-------------------|--------------|
| 株式会社ミタカ | 株式会社ミタカ 熊本南営業所 | 八代市宮地町1577番地1 | 令和6年(2024年)11月29日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| 株式会社ミタカ | 株式会社ミタカ 熊本南営業所 | 八代市宮地町1577番地1 | 令和6年(2024年)11月29日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 株式会社高階誠心堂 | 株式会社高階誠心堂薬局たらぎ店 | 球磨郡多良木町多良木266 | 令和7年(2025年)1月9日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂薬局いずみだ店 | 人吉市南泉田町70-9 | 令和7年(2025年)1月9日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂薬局かわらや店 | 人吉市瓦屋町1463 | 令和7年(2025年)1月9日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂 錦調剤薬局 | 球磨郡錦町一武2111 | 令和7年(2025年)1月9日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂薬局西間店 | 人吉市西間上町2387-8 | 令和7年(2025年)1月9日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 株式会社高階誠心堂 | 高階誠心堂薬局 | 人吉市上青井町180番地3 | 令和7年(2025年)1月9日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| パナソニックエイジフリー株式会社 | 福祉用具のエンゼル | 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15 | 令和7年(2025年)1月17日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| パナソニックエイジフリー株式会社 | 福祉用具のエンゼル | 菊池郡菊陽町光の森3丁目6-15 | 令和7年(2025年)1月17日 | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 有限会社アップル薬局 | アップル調剤薬局大津店 | 菊池郡大津町室539-11 | 令和7年(2025年)1月20日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 社会福祉法人天龍会 | すずらんの里訪問看護ステーション | 八代市豊原下町字堀切4115番地 | 令和7年(2025年)2月7日 | 介護予防訪問看護 |
| 有限会社アップル薬局 | ひかり調剤薬局 | 玉名市亀甲115-8 | 令和7年(2025年)1月24日 | 介護予防居宅療養管理指導 |

| | | | | |
|--------------|-------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| 株式会社ファーマダイワ | はままち薬局 | 上益城郡山都町浜町202番地3 | 令和7年(2025年)2月25日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 社会福祉法人黎明福祉会 | 豊洋園訪問入浴センター | 宇城市三角町里浦2855番5 | 令和7年(2025年)2月25日 | 介護予防訪問入浴介護 |
| 医療法人弘仁会 | 医療法人弘仁会 苓北クリニック | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)3月10日 | 介護予防訪問看護 |
| 医療法人弘仁会 | 医療法人弘仁会 苓北クリニック | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)3月10日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| 医療法人弘仁会 | 医療法人弘仁会 苓北クリニック | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)3月10日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 医療法人弘仁会 | 医療法人弘仁会 苓北クリニック | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)3月10日 | 介護予防通所リハビリテーション |
| 医療法人光永医院 | 光永医院 | 人吉市瓦屋町1860番地7 | 令和7年(2025年)3月10日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| 医療法人弘仁会 | 介護老人保健施設 臥龍園 | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)2月17日 | 介護予防通所リハビリテーション |
| 医療法人弘仁会 | 介護老人保健施設 臥龍園 | 天草郡苓北町富岡3273番地2 | 令和7年(2025年)2月17日 | 介護予防短期入所療養介護 |
| 医療法人回生会 | 堤病院附属九日町診療所 | 人吉市九日町100 | 令和7年(2025年)3月27日 | 介護予防訪問看護 |
| 医療法人芦北整形外科医院 | 芦北整形外科通所リハビリテーション | 葦北郡芦北町芦北2610-8 | 令和7年(2025年)4月4日 | 介護予防通所リハビリテーション |
| 医療法人社団孔和会 | 医療法人社団孔和会 松本内科・眼科 | 天草市久玉町5716-6 | 令和7年(2025年)4月14日 | 介護予防短期入所療養介護 |

熊本県告示第497号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 競争入札に付する事項
住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末等の借入れ 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
(1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め

- る競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、（2）の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
 熊本県出納局管理調達課管理班
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から令和7年(2025年)6月27日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
 (5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日)を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県告示第498号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項の規定により登録研修機関として次のとおり登録更新をしたので、同法附則第24条の規定により公示する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村敬

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 登録更新年月日 |
|---------------|-------------------------------|------------------|
| 株式会社日本教育クリエイト | 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト7F | 令和7年(2025年)6月11日 |

熊本県告示第499号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村敬

| 事業者の名称及び住所 | 事業所の名称及び所在地 | 登録番号 | 登録年月日 | サービスの種類 |
|--------------------------------|-------------------------------|-----------|-----------------|--------------|
| 社会福祉法人グリーンコープ福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 | グループホームほのか・八代 熊本県八代市本町四丁目2-28 | 431100477 | 令和7年(2025年)6月9日 | 認知症対応型共同生活介護 |

熊本県告示第500号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村敬

| 事業者の名称及び住所 | 事業所の名称及び所在地 | 登録番号 | 登録年月日 | サービスの種類 |
|--------------------------------|-------------------------------|-----------|-----------------|--------------|
| 社会福祉法人グリーンコープ福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号 | グループホームほのか・八代 熊本県八代市本町四丁目2-28 | 431100477 | 令和7年(2025年)6月9日 | 認知症対応型共同生活介護 |

| | | | |
|-----|---|--|--|
| 番1号 | 8 | | |
|-----|---|--|--|

熊本県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年（2025年）6月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-------------|---|----|------------------|------------------|------|
| 一般県道 | 稲佐津留 玉名線 | 玉名市秋丸字居屋敷 281番1地先から 玉名市高瀬字本町 270番3地先まで | 前 | 6.4 ～ 19.7 | 623.7 0.0 | 終点短縮 |
| | | | 後 | 0.0 ～ 0.0 | | |

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）6月17日

熊本県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和7年（2025年）6月17日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 区域を変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|-----------|--|----|------------------|-------------------|------|
| 主要地方道 | 玉名八女 線 | 玉名市高瀬字本町 270番3地先から 玉名市両迫間字龍王田 370番6地先まで | 前 | 4.0 ～ 21.8 | 1523.6 0.0 | 起点短縮 |
| | | | 後 | 0.0 ～ 0.0 | | |
| | 玉名山鹿 線 | 玉名市高瀬字本町 270番3地先から 玉名市両迫間字龍王田 370番6地先まで | 前 | 4.0 ～ 21.8 | 1523.6 0.0 | |
| | | | 後 | 0.0 ～ 0.0 | | |

2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）6月17日

公 告

熊本県公告第378号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| | | |
|------------|----|--------------|
| 所有権の移転を行う者 | | 所有権の移転を受ける土地 |
| 氏名又は名称 | 住所 | |

| | | |
|-----------|---------|---------------------------|
| 岩崎 義信 | 神奈川県平塚市 | 熊本市東区画図町大字上無田字一丁目田103 |
| 横田 太 | 神奈川県大和市 | 熊本市西区河内町白浜字水谷1308-11 |
| 小崎 俊良 | 熊本市 | 熊本市西区河内町白浜字檜原135 |
| 磯野 保雄 | 熊本市 | 熊本市西区河内町白浜字南丸尾1020 |
| 小川 義之 | 熊本市 | 熊本市西区河内町船津字山神225-2ほか2筆 |
| 片瀬 ゆかり | 福岡県福岡市 | 熊本市南区護藤町字浜園333 |
| 大和 新一 | 熊本市 | 熊本市南区川口町字瀧3705-1 |
| 今村 敬子 | 熊本市 | 熊本市南区銭塘町字西三町2903-1 |
| 陣内 清賢 | 熊本市 | 熊本市南区海路口町字学科六番割2266-1ほか4筆 |
| 西浦 征一 | 千葉県千葉市 | 熊本市南区孫代町字園田233 |
| 高嶋 昇 | 宇城市 | 宇城市松橋町南豊崎字南314-1 |
| 細谷 ちか子 | 熊本市 | 宇城市三角町戸馳字瀬ノ沖6084 |
| 谷川 西子 外1名 | 宇城市 | 宇城市不知火町亀松字三番割674 |
| 七川 静渡 | 熊本市 | 宇城市不知火町亀松字三番割675 |
| 桑崎 弘光 | 宇城市 | 宇城市松橋町南豊崎字碓原1147-1ほか1筆 |
| 西島 博文 | 熊本市 | 玉名郡玉東町大字木葉字向田336 |
| 渡邊 智弓 | 菊池市 | 菊池市深川字中河原272 |
| 今村 宗男 | 大津町 | 菊池郡大津町大字矢護川字二尾芻138-1ほか1筆 |
| 高木 将太 | 阿蘇市 | 阿蘇市一の宮町坂梨字古閑2296-1ほか3筆 |
| 宮本 芳生 | 熊本市 | 阿蘇市一の宮町宮地字金能田861 |
| 西 ケミエ | 福岡県行橋市 | 上益城郡甲佐町大字糸田字中川原419 |
| 丸山 多恵子 | 甲佐町 | 上益城郡甲佐町大字糸田字夫ノ田2031 |
| 永田 勝正 | 熊本市 | 球磨郡錦町大字木上南字中園737-1ほか1筆 |
| 岡村 哲郎 | 錦町 | 球磨郡錦町大字西字立野692-3ほか5筆 |
| 豊原 直也 | 錦町 | 球磨郡錦町大字木上東字大面1180-25 |
| 宮原 久子 | あさぎり町 | 球磨郡あさぎり町岡原北字宮野939ほか2筆 |
| 高橋 二千夫 | あさぎり町 | 球磨郡あさぎり町上西字大島404-1 |
| 中村 好文 | あさぎり町 | 球磨郡あさぎり町上西字南清水150-1 |
| 宮原 久子 | あさぎり町 | 球磨郡多良木町大字奥野字鶴553-1ほか2筆 |

| 所有権の移転を受ける者 | | 所有権の移転を受ける土地 |
|-------------|-----|-----------------------|
| 氏名又は名称 | 住 所 | |
| 前田 勝 | 熊本市 | 熊本市南区城南町東阿高字前田59ほか6筆 |
| 内田 智浩 | 熊本市 | 熊本市北区植木町辺田野字桐木645-1 |
| 前田 勝弘 | 熊本市 | 熊本市北区植木町田底字古川1685ほか1筆 |
| 阿曾田 清 | 宇城市 | 宇城市三角町前越字南木ノ浦1376ほか1筆 |

| | | |
|----------|-------|--------------------------|
| 長尾 一彦 | 宇城市 | 宇城市三角町中村字五反田1161 |
| 澤村 学 | 宇城市 | 宇城市松橋町豊崎字居リ303ほか3筆 |
| 松下 潤一 | 宇城市 | 宇城市三角町前越字小鹿里2004-1ほか1筆 |
| 西村 真登 | 阿蘇市 | 阿蘇市黒川字年ノ神920 |
| 山内 市男 | 阿蘇市 | 阿蘇市的石字上柳林78-1ほか1筆 |
| 山本 海登 | 阿蘇市 | 阿蘇市役犬原字西都原1249-2 |
| 園田 賢臣 | 阿蘇市 | 阿蘇市三久保字千町無田233-261 |
| 永江 一雄 | 小国町 | 阿蘇郡小国町大字上田字一ノ口1738-1ほか1筆 |
| 宅本 誠也 | 御船町 | 上益城郡御船町大字滝川字石田315-2ほか1筆 |
| 株式会社有田牧場 | 錦町 | 球磨郡錦町大字西字深堀552-1ほか10筆 |
| 桑原 利典 | あさぎり町 | 球磨郡多良木町大字久米字桑原110-1ほか3筆 |
| 野島 太郎 | あさぎり町 | 球磨郡多良木町大字久米字天子761 |
| 宮原 裕志 | 多良木町 | 球磨郡多良木町大字久米字桑原82ほか2筆 |

2 認可年月日
令和7年(2025年)6月5日

熊本県公告第379号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村 敬

- 随意契約に係る特定役務の名称
熊本県総合財務会計システム用サーバ機器等賃貸借の延長(再リース)
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局会計課システム開発班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和7年(2025年)5月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社九州支店
福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 随意契約に係る契約金額
93,968,600円(うち消費税及び地方消費税の額8,542,600円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号の規定による。

熊本県公告第380号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村 敬

- 農用地利用集積等促進計画の概要

| 所有権の移転を行う者 | | 所有権の移転を受ける土地 |
|------------|-----|---------------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | |
| 松永 進 | 人吉市 | 人吉市上田代町字馬越2334ほか11筆 |

2 認可年月日
令和7年(2025年)6月6日

熊本県公告第381号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末等の借入れ 一式
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班(熊本県庁行政棟本館3階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容
住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末等の借入れに係る仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (5) 借入期間
令和7年(2025年)11月1日(土)から令和12年(2030年)10月31日(木)まで
- (6) 納入期限
業務端末及びプリンタは令和7年(2025年)9月16日(火)、照合情報読取装置は令和7年(2025年)10月31日(金)
- (7) 納入場所
仕様書による。
- (8) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札は、できる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額は、1月当たりの借入料とし、見積もりに当たっては、60月借入料率で計算すると、なお、落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「リース・レンタル(OA機器類)」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)6月27日(金)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送

- する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 個人情報保護に関する認証（プライバシーマーク）を保有していること。
- (5) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書、納入物品仕様一覧及び添付書類を令和7年（2025年）7月4日（金）午後5時までに1（2）の発注・契約担当部局に提出し、機能等証明書承認通知書により、承認を受けた者であること。
- (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2（2）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書承認通知書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、（1）アに掲げる書類に添付する（1）イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、（1）イに掲げる書類の目録を（1）アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、（1）イに掲げる書類は、（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約締結権に限らない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、（1）ア及びイに掲げる書類を書面で（3）の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年（2025年）7月18日（金）午後3時まで
- (4) 提出先
1（3）の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1（2）の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）7月18日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1（2）の発注・契約担当部局において公告の日から令和7年（2025年）7月31日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年（2025年）7月30日（水）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
（ア）日時 令和7年（2025年）7月31日（木）午前10時
（イ）場所 1（3）の入札担当部局
（ウ）入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年（2025年）7月30日（水）（必着）までに1（3）の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1（1）の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1（1）の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて（3）イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札による入札書を提出した者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の

- 執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
 1(3)の入札担当部局は、申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額(1月当たりの借入料)に借入月数(60月)を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 ア 納付期限 (3)の申出期限
 イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
 ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
 熊本県総務部市町村・税務局市町村課行政班

- 電話番号 096-333-2105
ファックス番号 096-384-6561
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be leased:
Computer Terminals for the Basic Resident Registration Network System : 1 set
- (2) Date and Place for tender
Date: July 31st, 2025, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Government Department of General Affairs Municipal
Affairs and Taxation Bureau Municipal Administration Division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2105
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字広崎字山下1690番4及び同1691番1
3,340.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市北段原町185番地の1
株式会社iホールディングス

熊本県公告第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により玉名市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村敬

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|----------------|--|------------------------------------|
| 公共測量（航空レーザー測量） | 令和6年（2024年） 6月17日から 令和7年（2025年） 2月28日まで | 玉名市全域（玉名地区、 岱明地区、横島地区、天 水地区） |

熊本県公告第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により津奈木町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村 敬

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|------------|--|-----------|
| 公共測量(総合計画) | 令和7年(2025年) 6月12日から 令和8年(2026年) 2月27日まで | 熊本県津奈木町全域 |

熊本県公告第385号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により人吉市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村 敬

| 作業種類 | 作業期間 | 作業地域 |
|------------|---|----------|
| 公共測量(総合計画) | 令和7年(2025年) 7月1日から 令和8年(2026年) 3月31日まで | 熊本県人吉市全域 |

熊本県公告第386号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条の2第1項の規定により、令和6年度(2024年度)下期の熊本県病院事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村 敬

1 事業の概要

(1) 概況

今期の外来患者は、延人数9,577人(うち児童・思春期588人)、1日平均80.5人で、前年度同期と比較すると、延人数では84人、1日平均では0.7人の増加となっている。

また、入院患者については、延人数14,910人(うち児童・思春期652人)、1日平均81.9人、病床利用率54.6パーセント(稼働病床150床を基礎として算出。)で、前年度同期と比較すると、延人数では1,861人、1日平均では10.6人、病床利用率では7.1ポイントの増加となっている。

(2) 患者の状況

① 外来患者の状況(カッコ内は児童・思春期)

(単位:人)

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------|----------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 延人数 | 1,706 (102) | 1,681 (98) | 1,622 (115) | 1,512 (84) | 1,471 (97) | 1,585 (92) | 9,577 (588) |
| 1日平均 | 77.5 | 84.1 | 81.1 | 79.6 | 81.7 | 79.3 | 80.5 |

② 入院患者の状況(カッコ内は児童・思春期)

(単位:人)

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------|---------------|---------------|---------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 定床 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | 150 | |
| 延人数 | 2,699 (79) | 2,417 (60) | 2,385 (91) | 2,533 (126) | 2,275 (141) | 2,601 (155) | 14,910 (652) |
| 1日平均 | 87.1 | 80.6 | 76.9 | 81.7 | 81.3 | 83.9 | 81.9 |
| 利用率 | 58.0% | 53.7% | 51.3% | 54.5% | 54.2% | 55.9% | 54.6% |

③ 入退院調

(単位:人)

| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 入院者数 | 13 | 6 | 16 | 11 | 13 | 10 | 69 |
| 退院者数 | 10 | 15 | 11 | 15 | 7 | 12 | 70 |
| 月末患者数 | 86 | 77 | 82 | 78 | 84 | 82 | |

④ 外来患者病名別調 (延人数：患者それぞれの外来通院日数の合計) (単位：人)

| | | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------------------------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 器質性精神障害 | 認知症 | アルツハイマー型 | | 1 | 1 | | | 2 |
| | | 血管性 | | | | | | |
| | | その他 | | | | | | |
| | その他 | 16 | 20 | 16 | 16 | 18 | 19 | 105 |
| 精神作用物質による精神及び行動の障害 | アルコール | 49 | 51 | 52 | 49 | 41 | 52 | 294 |
| | 覚醒剤 | | | | | | | |
| | その他 | 13 | 14 | 10 | 11 | 13 | 10 | 71 |
| 統合失調症 | 794 | 703 | 725 | 666 | 661 | 715 | 4,264 | |
| 気分(感情)障害 | 349 | 338 | 335 | 340 | 307 | 337 | 2,006 | |
| 神経症性障害、ストレス関連障害等 | 185 | 170 | 190 | 181 | 166 | 183 | 1,075 | |
| 生理的障害等 | 6 | 7 | 9 | 6 | 6 | 5 | 39 | |
| 成人のパーソナリティ障害 | 4 | 2 | 4 | 2 | 4 | 2 | 18 | |
| 知的障害(精神遅延) | 33 | 24 | 23 | 22 | 24 | 24 | 150 | |
| 心理的発達の障害 | 138 | 140 | 134 | 119 | 114 | 114 | 759 | |
| 小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害 | 88 | 70 | 73 | 71 | 79 | 75 | 456 | |
| てんかん | 5 | 5 | 5 | 10 | 4 | 12 | 41 | |
| その他 | 26 | 136 | 45 | 19 | 34 | 37 | 297 | |
| 合計 | 1,706 | 1,681 | 1,622 | 1,512 | 1,471 | 1,585 | 9,577 | |

⑤ 入院患者病名別調 (延人数：患者それぞれの入院日数の合計) (単位：人)

| | | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|------------------------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|--------|-----|
| 器質性精神障害 | 認知症 | アルツハイマー型 | | 1 | 1 | | 31 | 33 |
| | | 血管性 | | | | | | |
| | | その他 | | | | | | |
| | その他 | 31 | 12 | | | | | 43 |
| 精神作用物質による精神及び行動の障害 | アルコール | | | | | 15 | 11 | 26 |
| | 覚醒剤 | | | | | | | |
| | その他 | 64 | 90 | 93 | 68 | 56 | 62 | 433 |
| 統合失調症 | 1,736 | 1,570 | 1,540 | 1,609 | 1,451 | 1,554 | 9,460 | |
| 気分(感情)障害 | 288 | 260 | 254 | 328 | 268 | 343 | 1,741 | |
| 神経症性障害、ストレス関連障害等 | 122 | 96 | 122 | 155 | 163 | 218 | 876 | |
| 生理的障害等 | | | 3 | 7 | 3 | | 13 | |
| 成人のパーソナリティ障害 | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 31 | 182 | |
| 知的障害(精神遅延) | 31 | 30 | 31 | 31 | 28 | 31 | 182 | |
| 心理的発達の障害 | 295 | 238 | 217 | 211 | 207 | 249 | 1,417 | |
| 小児期及び青年期に通常発症する行動、情緒障害 | 93 | 90 | 93 | 93 | 56 | 63 | 488 | |
| てんかん | 8 | | | | | 8 | 16 | |
| その他 | | | | | | | | |
| 合計 | 2,699 | 2,417 | 2,385 | 2,533 | 2,275 | 2,601 | 14,910 | |

(3) 職員の状況 (単位：人)

| 職 種 別 | R6(2024).3.31現在 | R7(2025).3.31現在 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 医 師 | 3 | 1 |
| 医 療 技 術 職 員 | 10 | 10 |
| 看 護 師 | 69 | 71 |
| 事 務 職 員 | 17 | 16 |
| 計 | 99 | 98 |

(注) 特別職である事業管理者1人を除く。

2 経理の状況

(1) 損益計算書(令和6年(2024年)10月1日から令和7年(2025年)3月31日まで)
(単位:円)

| | | |
|---------|-------------|--------------|
| 医業収益 | 294,915,447 | |
| 医業費用 | 961,376,973 | |
| 当期営業損失 | | 666,461,526 |
| 医業外収益 | 521,565,844 | |
| 医業外費用 | 10,114,755 | |
| 当期営業外利益 | | 511,451,089 |
| 当期経常利益 | | -155,010,437 |
| 特別利益 | | 0 |
| 特別損失 | | 0 |
| 当期純利益 | | -155,010,437 |

3 令和7年度(2025年度)の経営方針

- ・ 県民のための公的精神科医療機関としての使命を果たす。
- ・ 患者さんの権利を擁護し、患者さんとの相互協力のもとで、安心できる医療を実現する。
- ・ 患者さんの視点に立ちながら、徹底した医療の安全管理に取り組む。
- ・ 職員一人ひとりが自己研鑽に努め、お互いの専門性と役割を尊重し、チーム医療を推進する。
- ・ 全員参加の経営により、安定した経営基盤を持つ病院づくりに取り組む。

4 令和7年度(2025年度)当初予算の概要

(1) 事業の予定量

病床数 150床
 入院患者 35,405人(1日平均 97人)
 外来患者 22,748人(1日平均 94人)

(注) 平成20年(2008年)4月1日から許可病床200床のうち50床を休床中。

(2) 収益的収入及び支出の予定 (単位:千円)

| | | | |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 病院事業収益 | 1,664,284 | 医業収益 | 700,063 |
| | | 医業外収益 | 964,221 |
| 病院事業費用 | 1,663,235 | 医業費用 | 1,648,326 |
| | | 医業外費用 | 14,409 |
| | | 予備費 | 500 |

(3) 資本的収入及び支出の予定 (単位：千円)

| | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 資本的収入 | 391,962 | 企業債 | 172,000 |
| | | 一般会計負担金 | 219,962 |
| 資本的支出 | 538,783 | 建設改良費 | 179,340 |
| | | 企業債償還金 | 354,443 |
| | | 予備費 | 5,000 |

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第57号

令和7年度(2025年度)第1回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県男女共同参画審議会会長 山下 雅裕美

- 1 開催日時
令和7年(2025年)7月9日(水) 午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議事
(1) 第6次熊本県男女共同参画計画の策定について
(2) 第5次熊本県男女共同参画計画の現状と課題について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従って会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)

熊本県企業局公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)6月17日

熊本県知事 木村 敬

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県企業局保安管理支援システム導入等業務委託
 - (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県企業局総務経営課経営班(熊本県庁行政棟新館10階)
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2597
 - (3) 業務の内容
熊本県企業局保安管理支援システム導入等業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

- (4) 委託期間
契約締結日から令和9年(2027年)3月31日(水)
- (5) 履行場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目48番40号他
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子的入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者による入札については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札の期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受け、熊本県に紙入札による入札はできない。認められる者が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とす。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し、た金額(当該金額に1円未満の端数はあるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。落札金額と異なる場合、入札者は、消費税及び地価増徴の消費税に係る課税の事由があるか否かを問わず、見積もった契約希望の110分の10については、熊本県競争入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (10) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を必要資格は、事後の事情聴取に協力すること。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処業務(情報システム全般の設計、開発、維持管理)」に登録されている者であること。のとおり競争入札参加資格を有している場合、次のアからエまでの場合、本入札に参加する為の審査申請受付けの変更が必要となるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和7年(2025年)7月2日(水)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(3)までに定める条件の全てを満たす者であること確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限がない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

- (1) アに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和7年(2025年)7月16日(火)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)7月16日(水)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和7年(2025年)7月30日(水)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和7年(2025年)7月29日(火)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和7年(2025年)7月30日(水)午前10時
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときには、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和7年(2025年)7月29日(火)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い

- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）第83条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をも定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県企業局会計規程第95条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
- イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 契約金額の年度内訳
 契約金額の年度内訳は、以下のとおりとする。
 令和7年度（2025年度）・・・契約金額の0.0%
 令和8年度（2026年度）・・・契約金額の100.0%
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。
- (ア) 業務内容及び仕様書に関すること
 熊本県企業局工務課電気班
 電話番号 096-333-2602
 ファックス番号 096-384-9114
- (イ) 確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること
 熊本県企業局総務経営課経営班
 電話番号 096-333-2597
 ファックス番号 096-384-9114
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
 午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日をも定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
 Introduction of the Kumamoto Prefectural Public Enterprise Bureau security management support system, etc
- (2) Date and Place for tender
 Date : July 30th, 2025, 10:00a. m.

- Place : Kumamoto Prefectural Government Public Enterprise Bureau,
General Affairs Management Division
(10th floor of Prefectural Government New Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
General Affairs Management Division
Public Enterprise Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone:096-333-2597
- (4) Other
Language : Japanese
Currency : Japanese Yen

熊本県企業局告示第1号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県知事 木村敬

- 競争入札に付する事項
熊本県企業局保安管理支援システム導入等業務委託
- 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で、営業種目が「情報処理業務（情報システム全般の設計、開発、維持管理）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 入札参加資格を得るための申請方法等
 - 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和7年（2025年）7月2日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年（2028年）3月31日までとする。
 - 有効期間の更新申請
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年（2027年）9月1日から令和9年（2027年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県行政文書等管理委員会公告第1号

令和7年度（2025年度）第1回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。

令和7年（2025年）6月17日

熊本県行政文書等管理委員会会長 澤田道夫

- 開催日時
令和7年（2025年）6月25日（水）
午前10時から（1時間30分程度）
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 議題

- (1) 熊本県行政文書管理規程の一部改正について（報告）
 - (2) 熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程等の一部改正について（報告）
 - (3) 知事部局・各種委員会等における行政文書の廃棄に関する意見聴取について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）